

平成30年度公共事業再評価における二次政策評価の実施方針【平成29年度との対比表】

平成30年度	平成29年度	備 考
<p>1 趣 旨 道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から、平成30年度公共事業再評価において二次政策評価を実施するため、北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第8条第2項の規定に基づき、二次政策評価の実施に関する事項を定める。</p>	<p>1 趣 旨 道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から、平成29年度公共事業再評価において二次政策評価を実施するため、北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第8条第2項の規定に基づき、二次政策評価の実施に関する事項を定める。</p>	<p>・年度更新</p>
<p>2 二次政策評価の対象 二次政策評価の対象は、各部局が再評価を行った公共事業実施地区とする。</p>	<p>2 二次政策評価の対象 二次政策評価の対象は、各部局が再評価を行った公共事業実施地区とする。</p>	
<p>3 二次政策評価の視点 (1) 事業の進捗状況（事業は順調に進捗しているか） (2) 事業の実施に伴う経済効果等（事業の経済効果等はあるのか） (3) 事業コスト縮減の取組（事業コスト縮減の取組は十分か） (4) 事業の必要性（当初予定した事業の必要性に変化はないのか） (5) 事業を推進する上での課題（北海道総合計画での位置付けや環境上の配慮など事業推進上の課題はないか） (6) 事業の達成見込み（事業達成は見込まれるのか）</p>	<p>3 二次政策評価の視点 (1) 事業の進捗状況（事業は順調に進捗しているか） (2) 事業の実施に伴う経済効果等（事業の経済効果等はあるのか） (3) 事業コスト縮減の取組（事業コスト縮減の取組は十分か） (4) 事業の必要性（当初予定した事業の必要性に変化はないのか） (5) 事業を推進する上での課題（北海道総合計画での位置付けや環境上の配慮など事業推進上の課題はないか） (6) 事業の達成見込み（事業達成は見込まれるのか）</p>	
<p>4 二次政策評価の方法 (1) 実施方法 上記3の評価の視点から全 ての評価対象地区の点検・検証を実施するものと し、一次政策評価の状況を踏まえ、課題や問題点が認められた 地区について、二次政策評価等検討チームによる重点的な点検・検証を行う。 ア 課題や問題点がある評価対象地区は次のものとする。 (ア) 今後の対処方針が、「休止」あるいは「中止」となっているもの (イ) 事業に問題が生じ、実施に支障をきたしているもの (ウ) 着工後の状況変化により事業推進の是非を判断する必要があるもの (エ) 事業を推進するうえで大きな課題があり、事業の達成に相当の困難が予想されるもの (オ) 上記以外で3の視点から、特に必要と認めるもの イ 二次政策評価等検討チームについて必要な事項は別に定める。 (2) 評価調書の作成 各部局が作成した公共事業再評価調書により、評価調書(別紙様式)を作成し、必要に応じて意見を付した上で評価結果を各部局へ通知する。</p>	<p>4 二次政策評価の方法 (1) 実施方法 上記3の評価の視点からすべての評価対象地区の点検・検証を実施するが、一次政策評価を踏まえ、評価対象地区の事業の進め方等について、特に大きな課題や問題点がある評価対象地区について、二次政策評価等検討チームによる重点的な点検・検証を行う。 ア 特に大きな課題や問題点がある評価対象地区は次のものとする。 (ア) 今後の対処方針が、「休止」あるいは「中止」となっているもの (イ) 事業に問題が生じ、実施に支障をきたしているもの (ウ) 着工後の状況変化により事業推進の是非を判断する必要があるもの (エ) 事業を推進するうえで大きな課題があり、事業の達成に相当の困難が予想されるもの (オ) 上記以外で3の視点から、特に必要と認めるもの イ 二次政策評価等検討チームについて必要な事項は別に定める。 (2) 評価調書の作成 各部局が作成した公共事業再評価調書により、評価調書(別紙様式)を作成し、これに必要な意見を付して各部局へ通知する。</p>	<p>・文言修正 ・事前評価の実施方針と文言を統一</p>
<p>5 外部意見の反映 二次政策評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会(以下「専門委員会」という。)から意見を聴取するものとする。</p>	<p>5 外部意見の反映 二次政策評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会(以下「専門委員会」という。)から意見を聴取するものとする。</p>	

平成30年度公共事業再評価における二次政策評価の実施方針（案）【平成29年度との対比表】

平成30年度	平成29年度	備 考
<p>6 二次政策評価結果の反映 二次政策評価の結果について、各部局は、事業の継続にあたり必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するなど、予算要望を含めた事業の進め方に適切に反映させるものとする。</p>	<p>6 二次政策評価結果の反映 二次政策評価の結果について、各部局は、事業の継続にあたり必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するなど、予算要望を含めた事業の進め方に適切に反映させるものとする。</p>	
<p>7 二次政策評価結果の公表 二次政策評価に関する情報(評価調書、専門委員会議事録、評価の結果・意見の内容等)について、道民にとって容易に入手できる方法で積極的な公表に努めるとともに、各部局においても縦覧及び配付用資料の配付を行うものとする。</p>	<p>7 二次政策評価結果の公表 二次政策評価に関する情報(評価調書、専門委員会議事録、評価の結果・意見の内容等)について、道民にとって容易に入手できる方法で積極的な公表に努めるとともに、当該公共事業の所管部においても縦覧及び配付用資料の配付を行うものとする。</p>	<p>・一次政策評価の実施方針と文言を統一</p>
<p>8 道民参加の推進 (1) 二次政策評価の実施にあたっては、北海道のホームページのほか、各種広報媒体による意見の公募など、道民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるとともに、道民の意見の二次政策評価への適切な反映に努めるものとする。 (2) 道民の意見の二次政策評価への反映状況について、適時に公表する。</p>	<p>8 道民参加の推進 (1) 二次政策評価の実施にあたっては、北海道のホームページのほか、各種広報媒体による意見の公募など、道民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるとともに、道民の意見の二次政策評価への適切な反映に努めるものとする。 (2) 道民の意見の二次政策評価への反映状況について、適時に公表する。</p>	

平成 30 年度公共事業再評価における二次政策評価の実施方針（案）

1 趣 旨

道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から、平成 30 年度公共事業再評価において二次政策評価を実施するため、北海道政策評価条例（平成 14 年北海道条例第 1 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、二次政策評価の実施に関する事項を定める。

2 二次政策評価の対象

二次政策評価の対象は、各部局が再評価を行った公共事業実施地区とする。

3 二次政策評価の視点

- (1) 事業の進捗状況（事業は順調に進捗しているか）
- (2) 事業の実施に伴う経済効果等（事業の経済効果等はあるのか）
- (3) 事業コスト縮減の取組（事業コスト縮減の取組は十分か）
- (4) 事業の必要性（当初予定した事業の必要性に変化はないのか）
- (5) 事業を推進する上での課題（北海道総合計画での位置付けや環境上の配慮など事業推進上の課題はないか）
- (6) 事業の達成見込み（事業達成は見込まれるのか）

4 二次政策評価の方法

(1) 実施方法

上記 3 の評価の視点から全ての評価対象地区の点検・検証を実施するものとし、一次政策評価の状況を踏まえ、課題や問題点が認められた地区について、二次政策評価等検討チームによる重点的な点検・検証を行う。

ア 課題や問題点がある評価対象地区は次のものとする。

- (ア) 今後の対処方針が、「休止」あるいは「中止」となっているもの
- (イ) 事業に問題が生じ、実施に支障をきたしているもの
- (ウ) 着工後の状況変化により事業推進の是非を判断する必要があるもの
- (エ) 事業を推進するうえで大きな課題があり、事業の達成に相当の困難が予想されるもの
- (オ) 上記以外で 3 の視点から、特に必要と認めるもの

イ 二次政策評価等検討チームについて必要な事項は別に定める。

(2) 評価調書の作成

各部局が作成した公共事業再評価調書により、評価調書（別紙様式）を作成し、必要に応じて意見を付した上で評価結果を各部局へ通知する。

5 外部意見の反映

二次政策評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）から意見を聴取するものとする。

6 二次政策評価結果の反映

二次政策評価の結果について、各部局は、事業の継続にあたり必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するなど、予算要望を含めた事業の進め方に適切に反映させるものとする。

7 二次政策評価結果の公表

二次政策評価に関する情報（評価調書、専門委員会議事録、評価の結果・意見の内容等）について、道民にとって容易に入手できる方法で積極的な公表に努めるとともに、各部局においても縦覧及び配付用資料の配付を行うものとする。

8 道民参加の推進

- (1) 二次政策評価の実施にあたっては、北海道のホームページのほか、各種広報媒体による意見の公募など、道民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるとともに、道民の意見の二次政策評価への適切な反映に努めるものとする。
- (2) 道民の意見の二次政策評価への反映状況について、適時に公表する。